

平成28年4月28日
警 察 庁

平成二十八年熊本地震の被害者の権利利益の満了日の延長措置を指定する 国家公安委員会告示の制定について

1 趣旨

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律は、政令で「特定非常災害」として指定された著しく異常かつ激甚な非常災害の被害者について、各行政機関の告示により、行政上の権利利益に係る満了日を延長する措置等を行うことができる旨規定している。

平成28年熊本地震による災害を特定非常災害として指定する「平成二十八年熊本地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」の制定に合わせ、国家公安委員会所管の法令について、被害者の行政上の権利利益に係る満了日を延長する措置をとること等を告示するもの。

(参考) 過去の告示の例

平成16年新潟県中越地震及び東日本大震災の2件

2 国家公安委員会告示の概要

(1) 対象地域

災害救助法の適用地域（4月28日現在、熊本県全域が対象地域）

(2) 対象となる権利利益

- ・ 運転免許証の有効期間の延長(道交法)
- ・ 猟銃等の所持の許可の有効期間の延長(銃刀法)
- ・ 犯罪被害者等給付金の申請期間の延長(犯罪被害者支援法) 等

(3) 延長後の満了日

平成28年9月30日（政令で定める延長期日まで）